

保護者の皆様へ

学習者用端末（一人一台端末）にかかわる ご家庭へのご理解とご協力をお願いします

令和3年1月 南城市教育委員会

学習者用端末について、ご承知置きいただきたいこと、お願いしたいことを以下に記載しました。ご一読くださいますようお願いいたします。

要点まとめ【文部科学省提唱：GIGA スクール構想】

- 『学び』の一つのツールとして、必要に応じ、ご家庭に学習者用端末を持ち帰ります。
- 学習者用端末は、基本的に、ご家庭のインターネット環境へ接続して使用します。
- 家庭に持ち帰った際、ご家庭で学習者用端末を充電してから学校に持っていきます。

～～～学習用タブレットの破損・故障の際の費用負担について～～～

原則、南城市教育委員会で負担します。

(精密機械であり、気をつけて使用しても破損・故障は起こりうると考えています)

ただし、故意に引き起こされた破損・故障、重大な過失による紛失・盗難については、生徒指導上の問題も含みますので、児童生徒・ご家庭・学校への聞き取り等を行い、ご家庭負担による修理や買い直しを求めます。

①学習者用端末の使用について

- 『学習者用端末使用同意書』を学校に提出していただきます。
- デジタルによる資料・作品の制作等、学校の授業において日常的に活用します。
- 児童生徒が使用する端末は、卒業するまで使用します。(小学校6年間・中学校3年間)
児童生徒が大切に使えるようご家庭でもご指導の程よろしくお願いします。
- 小学校・中学校の卒業時に、学校に返却となります。(翌年度の1年生が再利用します)

②ご家庭のインターネット環境（Wi-Fi）について

- 学習者用端末は、基本的にインターネット（Wi-Fi）環境が必要です。
- ご家庭のインターネットへの接続方法については、別添資料を参考に、接続作業（パスワードの入力等）をお願いします。

裏に続く

③学習者用端末の取り扱いについて

- 児童生徒が持ち帰る端末は、児童生徒本人が学習のみに使用するものとします。
- 機器やアプリケーションの操作に保護者の支援が必要な場面もあるかと思えます。わかる範囲で構いませんのでご協力をお願いします。
- 端末は丈夫なものを用意しますが、不注意による破損等ができるだけないようご家庭でも指導をお願いします。

Q&A

- Q1.家庭で端末を破損したらどうしたらいいですか？
- A1.担任の先生（学校）に破損したときの状況を伝え、『端末亡失・損傷届』を学校に提出して下さい。また、壊れた端末も学校に渡して下さい。
- Q2.端末が思うように動かない（起動できない・アプリが使えない等）場合はどうすればよいですか？
- A2.担任の先生（学校）にどのような症状か伝えてください。対応します。
- Q3.夜遅くまで使用したり、有害サイトにアクセスしないか心配です。何か対策はありますか？
- A3.学習者用端末は、学校はもちろん、ご家庭、その他のネットワークに接続した場合も、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング等を端末自体に設定しており、セキュリティ対策を講じています。児童生徒が設定を解除したり、変更したり、アプリケーション等を勝手にダウンロードするといったことはできません。ただし、『完璧』なフィルタリングというのは存在しませんので、ご家庭でも指導・監督をお願いします。
- Q4.学習者用端末を壊してしまわないか心配なので、家庭で学習する場合は家にあるパソコン等を使ってもいいですか？
- A4.使用可能です。ただし、他のパソコン等を使用した場合は、フィルタリング等が適用されませんので、学習者用端末以外を使う時は注意が必要かと思われます。
- Q5.家庭学習は学習者用端末での取り組みになり、紙媒体での宿題は無くなりますか？
- A5.紙媒体もデジタルも使い分けて使用していきます。学習の内容や状況等にに応じて、各学校で判断していくことになります。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先 ※ご回答までにお時間をいただく場合もございます

- 専用メール giga_support@nanjo.ed.jp ←← 推奨 →→
(QRコードでもアクセス可能)
- 児童生徒が通われている学校

<電話対応時間 10時～15時（土日・祝祭日除く）>

